

昭和二十四年法律第二百七十号

私立学校法

目次

第一章 総則（第一条—第四条）	第二章 私立学校に関する教育行政（第五条—第二十三条）
第三章 学校法人	
第一節 通則（第二十四条—第二十九条）	第二節 設立（第三十条—第三十四条）
第三節 管理	
第一款 役員及び理事会（第三十五条—第四十条の五）	第二款 評議員及び評議員会（第四十一条—第四十四条）
第三款 役員の損害賠償責任等（第四十四条の二—第四十四条の五）	第四款 寄附行為変更の認可等（第四十五条）
第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等（第四十五条の二—第四十九条）	第六款 解散（第五十条—第五十八条）
第七款 助成及び監督（第五十九条—第六十三条の二）	第八款 雜則（第六十四条—第六十五条の四）
第九款 罰則（第六十六条・第六十七条）	
附則	

第一章 総則

(一) 法律の目的

第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。

- 2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。
- 3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。
(所轄庁)

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事(第一号に掲げるもののうち地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長)とする。

- 一 私立大学及び私立高等専門学校
- 二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校
- 三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人
- 四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第六十四条第四項の法人
- 五 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

第二章 私立学校に関する教育行政

(学校教育法の特例)

第五条 私立学校(幼保連携型認定こども園を除く。第八条第一項において同じ。)には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。
(報告書の提出)

第六条 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。
第七条 削除
(私立学校審議会等への諮問)

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聽かなければならない。

2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項（同法第九十五条の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行なう場合においては、あらかじめ、同法第九十五条に規定する審議会等の意見を聽かなければならない。

（私立学校審議会）

第九条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

2 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要な事項について、都道府県知事に建議することができる。

第十条 私立学校審議会は、都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

第十一条 削除

（委員の任期）

第十二条 私立学校審議会の委員の任期は、四年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第十三条 私立学校審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。

3 会長は、私立学校審議会の会務を総理する。

（会長）

第十四条 私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の適正な執行ができないと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。

第十五条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

（議事参与の制限）

第十六条 私立学校審議会の委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の費用は、都道府県の負担とする。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の条例で定めなければならない。

（運営の細目）

第十七条 この法律に規定するものを除くほか、私立学校審議会の議事の手続その他その運営に関する必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。

第十八条から第二十三条まで 削除

第三章 学校法人

第一節 通則

（学校法人の責務）

第二十四条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

（資産）

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の運営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

（収益事業）

第二十六条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の運営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第九十五条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の運営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（特別の利益供与の禁止）

第二十六条の二 学校法人は、その事業を行なうに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）との他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

（住所）

第二十七条 学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第二十八条 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)
第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。)第七十八条の規定は、学校法人について準用する。この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

第二節 設立

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類(私立高等学校(私立中等教育学校の後期課程を含む。)に広域の通信制の課程(学校教育法第五十四条第三項(同法第七十条第一項において準用する場合を含む。)に規定する広域の通信制の課程をいう。)を置く場合には、その旨を含む。)事務所の所在地

四 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定

五 理事会に関する規定

六 評議員会及び評議員に関する規定

七 資産及び会計に関する規定

八 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

九 解散に関する規定

十 寄附行為の変更に関する規定

十一 寄附行為をもつて定めなければならない。

十二 公告の方法

十三 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。

十四 第一項第十号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにならなければならない。

十五 (認可)
第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

十六 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聽かなければならない。

十七 (寄附行為の補充)

十八 第三十二条 学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、第三十条第一項各号に掲げる事項を定めなければならぬ。

十九 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

二十 (設立の時期)
二十一条 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて成立する。
(寄附行為の備置き及び閲覧)

二十二条 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

二十三条 (財産目録の作成及び備置き)
二十四 (一般社団・財団法人法の規定の準用)
二十五条 一般社団・財団法人法第百五十八条及び第百六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の拠出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

第三節 管理

第一款 役員及び理事会

(役員)

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。
2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

(学校法人と役員との関係)
第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(理事会)

第三十六条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

理事会は、理事長が招集する。理事(理事長を除く)が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。

理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員の職務等)

第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事(理事長を除く)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一 学校法人の業務を監査すること。

二 学校法人の財産の状況を監査すること。

三 理事の業務執行の状況を監査すること。

四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対し理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(役員の選任)

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 当該学校法人の設置する私立学校の校長(学長及び園長を含む。以下同じ。)

二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。)

三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

4 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。

5 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

6 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

7 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようになければならない。

8 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。

一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者

二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

(役員の補充)
第三十九条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

(役員の兼職禁止)

第四十条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(忠実義務)

第四十一条 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(理事の代理行為の委任)

第四十条の三 理事は、寄附行為によつて禁止されていない限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第四十条の四 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職權で、仮理事を選任しなければならない。

(一般社団・財団法人の規定の準用)

第四十条の五 一般社団・財団法人法第八十条の規定は民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は理事について、それぞれ準用する。この場合において、「一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員(監事設置一般社団法人にあつては、監事)」とあるのは「監事」と、一般社団・財団法人法第一百三十三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。

第二款 評議員及び評議員会

(評議員会)

第四十一条 学校法人に、評議員会を置く。

二 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。

三 評議員会は、理事長が招集する。

四 評議員会に、議長を置く。

五 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

六 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

七 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

八 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

九 第七項の規定にかかわらず、第四十四条の五において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第一百三十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて決する。

一〇 第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

一一 第四十二条次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

一二 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画

一三 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画

一四 借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項

一五 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受けける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準

一六 寄附行為の変更

一七 第五十条第一項第一号(評議員会の議決を要する場合を除く。)及び第三号に掲げる事由による解散

一八 収益を目的とする事業に関する重要事項

一九 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

二〇 前各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。

二一 第四十三条評議員会は、職員の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴ずることができる。

二二 第四十四条評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一** 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - 二** 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - 三** 前各号に規定する者(ほか、寄附行為の定めるところにより選任された者)
- 二四** 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

第三款 役員の損害賠償責任等

(役員の学校法人に対する損害賠償責任)

第四十四条の二 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

二 理事が第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3

第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第一号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の理事

二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

(役員の第三者に対する損害賠償責任)

第四十四条の三 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第四十七条第一項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 第三十七条第三項第四号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

(役員の連帶責任)

第四十四条の四 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帶債務者とする。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十四条の五 一般社団・財団法人法第一百十二条から第百十六条までの規定は第四十四条の二第一項の責任について、一般社団・財団法人法第二章第三節第九款の規定は学校法人について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員の」と、「役員等が」とあるのは「役員が」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「役員等に」とあるのは「役員に」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十三条	社員総会	評議員会
第百十三条第一項第二号口(1)	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十四条第一項	理事(当該責任を負う理事を除く。)の過半数の同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)	理事会の決議
第百十四条第二項	社員総会 '同項'	評議員会 及び同項
第百十四条第三項	限る。)についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除 同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)	限る。)
第百十四条规定項	社員 議決権を有する社員 役員等	理事会の決議
第百十五条第一項	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する 限る。)	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する 限る。)
第百十五条第三項及び第四項	社員総会	評議員会
第百十五条第四項第三号	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項
第百十六条第一項	第八十四条第一項第二号	私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項第二号
第百十八条の二第一項	社員総会(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会)	理事会
第百十八条の二第二項第二号	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項
第百十八条の二第五项	第八十四条第一項、 '第百十一条第三項及び	私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項及び の規定、同法第四十四条の二第三項の規定並びに同法第四十四条の五において 準用する
第百十八条の三第一項	役員等を 役員等賠償責任保険契約 社員総会(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会) 第八十四条第一項、 及び第百十一条第三項	役員賠償責任保険契約 理事会 私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項及び の規定並びに同法第四十四条の二第三項
第百十八条の三第二項		

第一百八十八条の三第三項ただし書　役員等賠償責任保険契約

役員賠償責任保険契約

第四款

寄附行為変更の認可等

第四十五条 寄附行為の変更（文部科学省令で定める事項に係るもの除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

第五款

予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画

第四十五条の二 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たつては、学校教育法第百九条第二項（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

（評議員会に対する決算等の報告）

第四十六条 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。）を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類、第三十七条第三項第四号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができること（報酬等）

第四十八条 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他的事情を考慮して、不當に高額なものとならないよう支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。

（会計年度）

第四十九条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第四節 解散

（解散事由）

第五十条 学校法人は、次の事由によつて解散する。

1 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決

2 寄附行為に定めた解散事由の発生

3 目的たる事業の成功の不能

4 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併

5 破産手続開始の決定

6 第六十二条第一項の規定による所轄庁の解散命令

2 前項第一号及び第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生しない。

3 第三十三条第一項の規定は、前項の認可又は認定の場合に準用する。

4 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならない。

（学校法人についての破産手続の開始）

第五十条の二 学校法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の学校法人の能力）

第五十条の三 解散した学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第五十条の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第六十二条第一項の規定による解散命令による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 学校法人が第六十二条第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

(裁判所による清算人の選任)

第五十条の五 前条の規定により清算人となる者がないときは、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第五十条の六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の届出)

第五十条の七 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第五十条の八 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第五十条の九 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除外することができない。

3 清算人は、清算中の学校法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

4 前項に規定する場合において、清算中の学校法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第五十条の十 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、学校法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の学校法人についての破産手続の開始)

第五十条の十一 清算中に学校法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の学校法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の学校法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第五十条の十二 裁判所は、第五十条の五の規定により清算人を選任した場合には、学校法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならない。

(裁判所による監督)

第五十条の十三 学校法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な調査をすることができる。

3 裁判所は、第一項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

4 前条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「学校法人及び検査役」と読み替えるものとする。

5 学校法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

6 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見述べることができる。

(清算結了の届出)

第五十条の十四 清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十条の十五 学校法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(第五十条の十六 削除)

(不服申立ての制限)

第五十条の十七 清算人又は検査役の選任の裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

(残余財産の帰属)

第五十一条 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算結了の届出の時において、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

3 国は、前項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）を私立学校教育の助成のために、学校法人に対して譲与し、又は無償で貸し付けるものとする。ただし、国は、これに代えて、当該財産の価額に相当する金額を補助金として支出することができる。

4 前項の助成については、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一條から第十三条までの規定の適用があるものとする。

5 第二項の規定により国庫に帰属した財産が金錢である場合には、国は、その金額について第三項ただし書の処置をとるものとする。

6 第一項の規定により国庫に帰属した財産（金錢を除く。）は、文部科学大臣の所管とし、第三項本文の処分は、文部科学大臣が行う。ただし、当該財産につき同項ただし書の処置がとられた場合には、当該財産を文部科学大臣に引き継がなければならない。

（合併手続）

第五十二条 学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならぬ。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十三条 学校法人は、前条第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

第五十四条 債権者が前条第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十五条 合併により学校法人を設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第六十四条第四項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

（合併の効果）

第五十六条 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第六十四条第四項の法人がその行う事業に関し所轄庁の認可その他の处分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

（合併の時期）

第五十七条 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併によつて設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて効力を生ずる。

第五十八条 削除

（助成）

第五十九条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に關し必要な助成をすることができる。（措置命令等）

第六十条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聽かなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第五項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。

5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。

6 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条（同法第十六条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第四項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

7 第四項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

8 第一項の規定による措置命令については、審査請求をすることができる。

9 学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対する役員の解任を勧告することができる。

10 所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するところとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならぬ。

11 行政手続法第三章第二節の規定及び第三項から第六項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

（収益事業の停止）

第六十一条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人について、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

- 一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。
- 二 当該学校法人が法令の規定に基く所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対し、解散を命ずることができる。
- 三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。
- 2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による停止命令について準用する。
- (解散命令)
- 第六十二条** 所轄庁は、学校法人が法令の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
- 2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第十五条第一項の規定による通知において、所轄庁による聽聞に代えて私立学校審議会等による意見の聴取を求めることができる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。
- 1 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等に出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会等への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。
- 2 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第一項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。
- 4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わって意見の聴取を行わなければならない。
- 5 行政手続法第三章第二節(第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。)の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項(同法第十七条第三項において準用する場合を含む。)、第二十条第六項及び第二十二条第三項(同法第二十五条において準用する場合を含む。)において準用する同法第十五条第三項中「行政庁」とあり、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)」とあり、並びに同法第二十条から第二十五条までの規定中「主宰者」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と、同法第二十五条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と、「この場合」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。
- 6 私立学校審議会等は、前項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書を十分に参照して第二項に規定する意見を述べなければならない。
- 7 第四項の規定により私立学校審議会等が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 8 第一項の規定による解散命令については、審査請求をすることができない。
- (報告及び検査)
- 第六十三条** 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (情報の公表)
- 第六十三条の二** 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
- 1 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容
- 2 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 3 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容
- 4 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
- 第四章 雜則
- (私立専修学校等)
- 第六十四条** 第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第一百三十条第一項の都道府県知事の権限又は同法第一百三十三条第一項において読み替えて準用する同法第十三条第一項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法第一百三十四条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」と読み替えるものとする。
- 2 学校法人は、学校のほかに、専修学校又は各種学校を設置することができる。
- 3 前項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。
- 4 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。
- 5 第三章の規定(同章に関する罰則の規定を含む。)は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。
- 6 学校法人及び第四項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第四項の法人及び学校法人となることができる。
- 7 第三十一条及び第三十三条(第五項において準用する場合を含む。)の規定は、前項の場合に準用する。

類似名称の使用禁止

第六十五条 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。ただし、第六十四条第四項の法人は、この限りでない。

(実施規定)

第六十五条の二

第六十五条の二 この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは文部科学省令で定める。

第六十五条の三（事務の区分）

第六十五条の四 この法律の規定に基づき命令を制定する経過措置を含む。) を定めることができる。

第五章 罰則

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。

第三章の「規範」に違反する行為を規制する法律は、二つに分かれます。一つは「規範」を規定する法律で、もう一つは「規範」を規定する法律で、二つに分かれます。

五
第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三回 滴慶作事
第四回 滴慶作事

八 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第二項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反するときは。

第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき

第六十七條 第六十五条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金を科す。

附
則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
この法律施行の際に民法による財団法人で私立学校（学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校を含む。）を設置しているもの及び学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校で民法による財団法人であるもの（以下「財団法人」と総称する。）は、この法律施行の日から一年以内にその組織を変更して学校法人となることができる。
前項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となるには、その財団法人の寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な寄附行為の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。この場合においては、財団法人の寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも、所轄庁の承認を得て理事の定める手続により、寄附行為の変更をすることができるものとする。

前項の組織変更は、学校法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて効力を生ずる。

前項の規定による登記に關し必要な事項は、政令で定める。

6
この法律施行の際現に存する民法による財團法人で各種学校のみを設置しているものは、第二項の期間内にその組織を変更して第六十四条第四項の法人となることができる。

第三回の「其間アレハの糸糸を多可一金入一回多金アリの酒」は、アレハの酒である。

第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

8 第四条及び第九条第一項の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法附則第二条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立

を含む)、高等学級及び専門学校を含むものとする。

を含む)高等学校及び専門学校を含むものとする。

9 第二項の規定により財團法人がその組織を変更して学校法人となつた場合において、当該財團法人が学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校を設置していたとき、又は同条の規定により存続する私立学校であつたときは、当該学校法人は、引き続いて、当該学校を設置することができる。

10 前項の規定により同項の学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、前項の学校を含むものとする。

11 学校法人及び第六十四条第四項の法人が有しなければならない施設及び設備に関しては、第二十五条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、別に学校の

12 施設及び設備の基準に関する規定する法律が制定施行されるまでは、なお従前の例による。

13 第四条第二号、第六条、第九条第二項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校（学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校をいう。以下この項において同じ。）並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）によつて設置されたみなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）及び社会福祉法人によつて設置された幼保連携型認定こども園を含むものとし、第五条及び第八条第一項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

附 則（昭和二十五年三月三一日法律第七九号）抄

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和二十五年四月一九日法律第一〇三号）抄

1 この法律は、公布の日から適用する。

附 則（昭和二八年八月五日法律第一六七号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一五日法律第二二三号）抄

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則（昭和二九年六月三日法律第一五九号）抄

1 この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第一百五十八号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三六年六月一七日法律第一四五号）

1 この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三六年一〇月三一日法律第一六六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三九年六月一九日法律第一一〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年六月一〇日法律第九四号）抄

（施行期日）
1 附 則（昭和四三年六月一〇日法律第九四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第五条まで並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四五年五月一八日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一日法律第五九号) 抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年五月二五日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、私立学校法の一部改正に伴う経過措置

この法律の施行の際学校法人の設置する高等学校に現に置かれている学科及び学校法人の設置する大学に現に置かれている学部の学科の名称又は種類については、当該学校法人は、できる限り速やかに、寄附行為をもつて定めなければならない。この場合においては、寄附行為の変更につき、所轄庁の認可を受けることを要しない。

第六条 この法律の施行前に附則第三条の規定による改正前の私立学校法（以下この条及び次条において「旧法」という。）附則第十七項の規定に基づき旧法第五十九条第一項の規定により補助金の交付を受けた者については、附則第二条第五項中「第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定」とあるのは「附則第三条の規定による改正前の私立学校法附則第十七項の規定に基づきその改正前の同法第五十九条第一項の規定」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第七条 この法律の施行前に旧法第五十九条の規定（旧法附則第十七項の規定に基づく旧法第五十九条の規定を含む。）によりした助成に関する前条に規定するものを除き、なお従前の例による。

附 則 (昭和五三年五月二三日法律第五五号) 抄

(施行期日)

第一 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

(施行期日)

第一 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

第二 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和六二年九月一〇日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年五月二一日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第七十七条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の私立学校法第六十三条第一項の規定による通知がされた場合においては、当該通知に係る学校法人の収益事業の停止及び解散命令の手続に関しては、第七十七条の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものと除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第十五条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年六月六日法律第七二号)

1 1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十一号）の施行の日から施行する。（経過措置）

2 2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。（罰則の適用に関する経過措置）

3 3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年六月一一日法律第一〇一号) 抄

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第二百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第二百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九十九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一三年七月一一日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月八日法律第一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年一一月二九日法律第一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定の施行の際現に改正前の私立学校法第四十五条の規定によりされている学校法人の寄附行為変更の認可の申請であつて、改正後の同条第一項の文部科学省令で定める事項に係るものは、改正後の同条第二項の規定によりされた届出とみなす。

2 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年五月一二日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の私立学校法（以下「新法」という。）第十条第一項の規定は、施行日以後に行われる委員の任命について適用する。

第三条 施行日前に設立された学校法人で、当該学校法人の寄附行為に新法第三十条第一項第五号又は第六号に掲げる事項について定めのないものは、平成十八年三月三十一日までに、これらの事項について寄附行為をもつて定めなければならない。

第四条 新法第三十七条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用する。

第五条 新法第三十八条第四項から第六項までの規定は、施行日以後に行われる役員の選任について適用する。

第六条 新法第四十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業計画について適用する。

第七条 新法第四十六条の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る決算及び事業の実績について適用する。

第八条 新法第四十七条第一項の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る事業報告書について適用する。

2 新法第四十七条第二項の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る同項に規定する財産目録等について適用する。

附 則　(平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)　この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号)、次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」といいう。の施行の日から施行する。
 (政令への委任)　附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十四条

附 則　(平成一六年二月一日法律第一四七号) 抄

(施行期日)　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

附 則　(平成一六年二月三日法律第一五四号) 抄

(施行期日)　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 (処分等の効力)　この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

百二十二条　この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百二十三条

この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則　(平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

(この法律は、会社法の施行の日から施行する。)

附 則　(平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。)

附 則　(平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日)　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

附 則　(平成一三年五月二十五日法律第五三号) 抄

(この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。)

附 則　(平成一三年六月二十四日法律第七四号) 抄

(施行期日)　この法律は、公布の日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則　(平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

(この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則　(平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)　この法律は、公布の日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十一条　この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則　(平成二六年四月二日法律第一五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
 附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
 第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。
 (罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月二十四日法律第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中国立大学法人法附則に一条を加える改正規定、第四条中独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第三条の改正規定及び同法第十六条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第四条第三項及び第四項、第九条、第十一条並びに第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第三条の規定による改正後の私立学校法（以下「新私立学校法」という。）第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画の作成及び新私立学校法第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準の策定並びにこれらに関する必要な手続その他の行為は、新私立学校法の例により施行日前においても行うことができる。

(私立学校法の一一部改正に伴う経過措置)

第十条 新私立学校法第三十七条第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用し、同日前に始まる会計年度に係る監査報告書については、なお従前の例による。

2 新私立学校法第四十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業に関する中期的な計画について適用する。

3 この法律の施行の際現に在任する学校法人の役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

4 新私立学校法第四十五条の二第三項の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業計画及び事業に関する中期的な計画について適用する。

5 新私立学校法第四十七条の二第三項の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる会計年度に係る同条第二項に規定する財産目録等について適用し、同日前に始まる会計年度に係る第三条の規定による改正前の私立学校法第四十七条第二項に規定する財産目録等については、なお従前の例による。

6 新私立学校法第五十条の四の規定にかかわらず、施行日前に私立学校法第六十二条第一項の規定により解散が命じられた場合の清算人の選任については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
 第十一条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
 (検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定
 公布の日

二、第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第一百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条规定から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十五条、第一百六条、第一百九条、第一百二十二条、第一百三十三条、第一百五十五条、第一百六十六条、第一百九十九条、第一百二十二条、第一百三十三条、第一百五十五条、第一百二十二条、第一百三十三条、第一百五十五条、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(余力)

[第七条] 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附

一 第九条中社債・株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（「第六十八条第二項」を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五条の規定 公布の日

（施行期日）二〇一九年四月一日から施行する。
（施行期日）二〇一九年四月一日から施行する。

第十一條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）